

盛岡広域振興局長告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一方井土地改良区（岩手郡岩手町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年6月6日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 就任

(1) 理事

黒澤金一	岩手郡岩手町大字一方井第14地割30番地1
松本栄	〃 〃 大字土川第5地割95番地
岩崎富士夫	〃 〃 〃 第1地割224番地4
遠藤幸夫	〃 〃 大字一方井第6地割79番地
横田信一	〃 〃 大字久保第6地割41番地
岩崎正一郎	〃 〃 大字土川第1地割235番地2
佐々木由和	〃 〃 大字子抱第8地割29番地1
佐々木守	〃 〃 大字黒内第1地割2番地2

(2) 監事

大巻正輝	岩手郡岩手町大字土川第1地割46番地4
久保健一	〃 〃 大字久保第10地割81番地2
遠藤正信	〃 〃 大字一方井第1地割112番地

2 退任

(1) 理事

黒澤金一	岩手郡岩手町大字一方井第14地割30番地1
千葉照雄	〃 〃 〃 第4地割160番地2
岩崎富士夫	〃 〃 大字土川第1地割224番地4
遠藤幸夫	〃 〃 大字一方井第6地割79番地
横田信一	〃 〃 大字久保第6地割41番地
松本栄	〃 〃 大字土川第5地割95番地
久保昇一	〃 〃 大字子抱第3地割71番地
岩崎正一郎	〃 〃 大字土川第1地割235番地2

(2) 監事

武田與一郎	岩手郡岩手町大字黒内第6地割27番地4
大巻正輝	〃 〃 大字土川第1地割46番地4
佐々木由和	〃 〃 大字子抱第8地割29番地1